

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

本会社は、伊豆シャボテンリゾート株式会社と称し、英文では Izu Shaboten Resort Co.,Ltd とする。

第2条 (目的)

本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの企画、制作販売、輸出入、レンタル並びにリース。
2. インターネットのアクセスサービス業務並びに情報提供サービス業務。
3. テレビジョン、その他の一般放送事業。
4. 放送用ケーブルを利用した通信事業。
5. 映像関連ソフトの企画・制作、及び販売。
6. 映像関連ソフトの著作権の管理。
7. 映像関連ソフトのマーケティング（購入、配給、興行、輸出入、斡旋、仲介）業務。
8. 各種情報提供サービス業。
9. スポーツ施設、レジャー施設、ホテル、商業ビル、マンション、病院等に対する情報機器のシステム開発、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務。
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び監理。
11. 労働者派遣法に基づく人材の派遣。
12. 書籍の出版、企画、販売、輸出入並びにレンタル。
13. 語学教材用テープ・コンパクトディスク・ビデオの企画、制作、販売、輸出入並びにレンタル。
14. 広告業及び広告代理店業務。
 - (1) 広告・宣伝の企画並びに製作業務
 - (2) マーケティングリサーチ及び販売促進に関する情報の調査・収集並びに提供業務
 - (3) 経営コンサルティング業務
 - (4) 電装広告・ネオン広告塔及び屋外広告物の設計、施工並びに管理
15. 損害保険代理業務、並びに生命保険の募集に関する業務。
16. 携帯電話の製造並びに売買。
17. コンピューターの周辺機器の製造並びに売買。
18. 通信システムによる情報の収集並びに提供。

19. 音楽著作権の管理。
20. 音楽著作物の利用の開発。
21. コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作。
22. 楽譜の出版。
23. 有価証券の売買
24. 国内外の企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する業務
25. 各種スポーツ施設、遊戯場、ホテル、ウィークリーマンションその他宿泊施設及び飲料店の経営並びに賃貸及び利用の斡旋。
26. 造園工事等の企画、設計、監理並びに請負。
27. 宅地造成並びに不動産分譲。
28. 動産（消耗品を除く）の賃貸及び総合リース業務。
29. 不動産に関するコンサルタント業務。
30. 造園資材及び造園機械等の開発並びに販売。
31. 資金の立替、貸付及び債券の売買並びに会計、経理に関する事務の請負。
32. 債権の買取業。
33. 旅行業並びに旅行業者代理業
34. 農業経営及びそれらの調査、企画、開発並びにコンサルタント業務
35. 環境・衛生関連分野の商品及びサービスの企画、開発、販売業務並びにコンサルタント業務
36. 前各号に附帯する一切の事業。

第3条 （本店の所在地）

本会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 （公告の方法）

本会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第5条 （機関）

本会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

本会社の発行可能株式総数は50,000,000株とする。

第7条 （自己の株式の取得）

本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 （単元株式数）

本会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 （単元未満株主の権利）

本会社の株主は、その有する単元未満株式について次に挙げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増請求をする権利

第10条 （単元未満株式の買増し）

本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 （株式取扱規程）

本会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 （株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任する。
3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

第 13 条 （基準日）

本会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これとは異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。

第3章 株 主 総 会

第 14 条 （招集）

本会社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第 15 条 （招集者及び議長）

株主総会は、取締役会長或いは取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長或いは取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 16 条 （電子提供措置等）

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 （決議）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株式の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってする。

第 18 条 （議決権の代理行使）

株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

第 19 条 （議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印する。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (員数)

本会社には、取締役3名以上7名以内を置く。

第21条 (選任・解任)

取締役は、株主総会において選任・解任する。

2. 本会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 第1項の解任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第22条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

第23条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会の決議により、本会社を代表すべき取締役を定める。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他役付取締役若干名を定めることができる。

第24条 (取締役会の招集)

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序で他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第25条 (取締役会規程)

取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

第26条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 27 条 （取締役会の決議の省略）

本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 （取締役の責任免除）

本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第29条 (員数)

本会社には、監査役3名以上5名以内を置く。

第30条 (選任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第31条 (補欠監査役)

本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。
3. 補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 第31条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。ただし、補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役若干名を選定する。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第35条 (監査役会規程)

監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

第 36 条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

第 37 条 （監査役の責任免除）

本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

第38条 (員数)

本会社には会計監査人1名を置く。

第39条 (選任)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第40条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第41条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第42条 (会計監査人の責任免除)

本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計 算

第43条 (事業年度)

本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日まで の年1期とする。

第44条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載または 記録された株主または登録株式質権者に支払う。

第45条 (中間配当)

取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。

第46条 (配当金の除斥期間)

剰余金の配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れる。

第8章 附 則

以上